

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 1 7 号

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例（平成30年小牧市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び小牧山城史跡情報館」を「、小牧山城史跡情報館及びこまき歴史発見館」に改める。

第3条の表に次のように加える。

こまき歴史発見館	小牧市小牧三丁目555番地
----------	---------------

第4条中「歴史館等」の次に「（こまき歴史発見館を除く。第17条から第19条までにおいて同じ。）」を加える。

第6条の見出しを「（入館者の義務）」に改め、同条中「常設展示室に入場する」を「歴史館等に入館する」に、「入場者」を「入館者」に、「常設展示室の入場」を「歴史館等の入館」に改め、「並びに」の次に「教育委員会又は」を加える。

第7条の見出しを「（利用の中止命令）」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に、「入場者」を「入館者」に改め、同条第1号中「入場者」を「入館者」に改め、同条第2号中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、入館者に対して利用の中止を命ずることができる。

第12条中「、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定」及び「並びに指定管理者の指示」を削る。

第13条の見出しを「（許可の取消し）」に改め、同条第1項中「利用者が」の次に「第6条又は」を加え、「取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずる」を「取り消す」に改め、同条第2項を削る。

第14条第3項第1号中「前条第2項」を「第7条第1項第2号又は第2項」に改め、「公共の福祉のため利用の許可の取消し又は」を削る。

第20条第1項第2号中「若しくは利用の中止命令」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和2年小牧市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(7) 小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例（平成30年小牧市条例第32号）第3条に規定するこまき歴史発見館